深浦町避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル

深　浦　町

令和３年７月

平成２２年８月策定
平成２７年３月改定
平成２９年６月改定
令和　２年７月改定
令和　３年７月改定

目　　次

1　はじめに

2　本「マニュアル」が主として対象とする自然災害

3　避難行動の目的と分類

4　避難行動に関する居住者等の心構え

5　避難情報と居住者等が取るべき行動

6　避難勧告等の対象となる事象とその対象区域

7　助言を求めることができる機関

8　避難勧告等発令の基本的考え方

9　災害種類に応じた避難勧告等の発令基準

10　避難勧告等の伝達方法

11　避難勧告等の伝達文

12　大雨災害等における避難勧告判断・伝達に係る業務フロー（一例）

1　はじめに

深浦町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）は、平成２２年に策定されて以降、各種災害発生時において運用してきました。その後、国内における度重なる水害や土砂災害の都度「ガイドライン」が改定され、それに合わせて「マニュアル」を修正してきました。

この度、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」が災害対策基本法の改正と共に「避難情報に関するガイドライン」（令和３年）として改定されたため「マニュアル」を改定するものです。

本マニュアルは、深浦町地域防災計画の避難勧告・避難行動を補完するものであり、今後、新たな技術・知見や防災活動等の検証結果により、適切に見直していくものとします。

2　本マニュアルが主として対象とする自然災害

人的災害が発生するような、以下の自然災害を対象としている。

災害の種類	災害の特性
洪水及び内水氾濫（以下、「洪水等」）	①大雨や雪解けによって、河川や池・沼等の水量が増え堤防から漏水、越水、溢水、決壊による外水氾濫 ②街中の排水が間に合わず、地下水路や側溝から溢れたり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれ支流に逆流し、河川からあふれ出してしまう内水氾濫 （＊積乱雲の急な発達により発生する、竜巻、雷、急な大雨は、適時適切な避難情報の発令が困難であり対象外）
土砂災害	大雨や雪解けによって、急傾斜地等の崩壊、土石流が発生（＊深層崩壊、山体崩壊は予知・予測が困難であり対象外）
高潮災害	①台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に海面が高まり広い範囲で浸水 ②高潮と波浪が重なり、堤防等が決壊し氾濫水が家屋を破壊
津波災害	地震や海底火山による地殻変動やその他の要因（巨大隕石落下等）により発生する巨大な波による浸水・破壊

なお、上記以外の大規模火災、その他突発的な災害については、発生が予見できないため、マニュアルの何れかの災害に準じて判断基準を運用する。

3　避難行動の目的と分類

（１）避難行動とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

（２）避難行動の分類

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動である。その分類は、立ち退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保であるが、指定緊急避難場所や安全な親類・知人宅等に避難する立ち退き避難が避難の基本である。　細部は、別表１「避難行動の整理表」による。

別表１

避難行動の整理表

	避難先の具体例	（避難先の詳細）	居住者等があらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム＊１の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	①自宅・施設等（但し、安全とは限らない） ②近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる次善の行動を確認	・リードタイムを確保できない時にとらざるを得ない行動	【警戒レベル５】（緊急安全確保） ※津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 高潮 津波
	警戒レベル４までに必ず避難					
立退き避難	・安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校体育館・公民館・マンション・ビル等の民間施設、高台、津波避難ビル・タワー等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画の作成・確認	・リードタイムを確保可能な時にとるべき行動（津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保は困難）	【警戒レベル４】（避難指示） 【警戒レベル３】（高齢者等避難）	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	・安全な自宅・施設	・安全な上階へ避難（上階への移動は、自らがいる建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンション等の民間施設があるばあいに当該施設に移動（垂直避難）することも含む。） ・安全な上層部に留まる	・ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2 を許容できるかを確認 ・市町村等と民間施設間で避難協定を締結 ・長時間の孤立に備え備蓄等を準備	・リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	【警戒レベル４】（避難指示） 【警戒レベル３】（高齢者等は避難）	洪水等 高潮 （土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊する恐れがあるため立ち退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

4　避難行動に関する居住者等の心構え

（１）行政の防災対策にはハード・ソフトとも限界があることを認識し、「自らの命は自らが守る」意識で主体的な避難行動をとること。
（２）平時より避難経路の危険性や安全性を確認すること。
（３）避難勧告等の発令対象区域外であっても、想定を超える事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、躊躇なく自発的に避難行動をとること。
（４）自分は被害に遭わないと思い込んで、避難を躊躇しない。
（５）親戚・知人が災害リスクのある居住者である場合は、あらゆる手段で避難を強く促し、避難の動機づけをすること。

5　避難情報と居住者等が取るべき行動

避難情報等	居住者等の取るべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （町長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 　ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （町長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （町長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

6　避難勧告等の対象となる事象とその対象区域

（１）避難勧告等の対象となる事象

災害の種類	避難勧告等を発令する状況 （命を脅かす危険性がある）
洪水等	①比較的大きな河川において、堤防からの越水・決壊による家屋の流失のおそれがある。 ②山間部等の河川洪水により浸食されるか氾濫して川岸の家屋等の流失のおそれがある。 ③氾濫した浸水が床上を超え、屋内の安全確保措置では危険なとき。
土砂災害	①家屋等の背後に急傾斜地があり、多量の降雨により崩壊するおそれがある。 ②流域に土石流が発生し被害のおそれがある。 ③地すべりが発生し被害のおそれがある。
高潮災害	①潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合、台風が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。 ②潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なりあった波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が破壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。 （通常高波が複合されて起こるケースが多い）
津波災害	①津波により陸地に浸水が予想される場合 ②陸側に浸水はないが、海岸や海中で強い流れが予測される。

（２）避難勧告等の対象とする区域の条件等

災害の種類	避難勧告等の対象とする区域の条件等
洪水等	①河川が氾濫した場合、浸水深が平屋家屋の場合は 0.5ｍ、２階家屋は 3ｍを超える区域 ②氾濫水が行き留まり、長時間 0.5m 以上の浸水が続くことが予想される区域 ③山間部等の流れが速い河川で、川岸が浸食等により家屋の流失をもたらす河川沿い一帯の区域
土砂災害	①②の区域の内、居住者等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある地域 ①土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」 ②土砂災害危険箇所 ・急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域 ・土石流危険渓流の被害想定区域 ・地すべり危険箇所の被害想定区域
高潮災害	①海岸堤防から陸側の一定の地域（海岸堤防に隣接する家屋地帯）等 ②高潮高が海岸堤防の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で浸水が想定される低地等 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね０．５ｍを越える区域の平屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が概ね３ｍを越える区域の２階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止るなどして長期間深い浸水が続くことが予測される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難になるおそれがあるため、立ち退き避難する。）
津波災害	①大津波警報発表時 最大クラスの津波によって浸水が想定される全域 ②津波警報発表時 ・高さ３ｍの津波によって浸水が予測される地域 ・津波の遡上が予想される入り江、河川河口付近等 ③津波注意報発表時 ・海岸堤防の海側の地区 ・海岸堤防がなく地盤が低い地区 （高さ１ｍの津波によって浸水が想定される地域）

7　助言を求めることができる機関

災害対策基本法第六十一条の二項の規定により、町長が避難勧告等の判断に際し、助言を求めることができる青森県各部局及び指定地方行政機関は次のとおりである。

災害の種類	専門機関	連絡先
洪水等	【２級河川　追良瀬川・笹内川】 ・青森県県土整備部河川砂防課 ・西北地域県民局鰺ヶ沢道路河川事業所	017-722-1111 0173-72-3135
土砂災害	・青森県県土整備部河川砂防課 ・西北地域県民局鰺ヶ沢道路河川事業所 ・東北地方整備局青森河川国道事務所	017-722-1111 0173-72-3135 017-734-4521
津波・高潮	・青森県県土整備部河川砂防課 ・東北地方整備局青森港湾事務所	017-775-1394
気象、高潮、地震・津波	・青森地方気象台（市町村専用電話） ・青森海上保安部	（限定公開）

8　避難勧告等発令の基本的考え方

（１）発令対象区域の絞り込み

各災害の発生（予測）場所が行政区内の一部であっても、避難勧告等の発令の対象地域は行政区単位の指定を基本とする。災害場所が極めて限定する場合は、字界や土砂災害区域番号等で努めて絞り込むようにする。

（２）発令のタイミング

・空振りを恐れず発令基準に基づき発令

・避難所が未開放な場合、又は夜間や外出が危険な状態であっても、タイミングを逸しない（生命や身体の保護を優先）

・防災気象情報、日没や暴風の吹き始める時間、現地からの情報、防災機関からの情報（ホットライン）による情報・助言等による適切な判断

・住居者等のリードタイムを考慮する

（３）別紙「大雨等における避難勧告判断・伝達に係る業務フロー（一例）」

9　災害種類に応じた避難勧告等の発令基準

（１）洪水害

①対象河川及び判断要領

町内の河川は、水防警報河川に指定されていないが、追良瀬川及び笹内川の水位が監視対象となっている。この二河川に対し水位周知河川に準じた水位基準を定め、下記の避難勧告等判断基準のアからウに該当する場合（全ての基準に該当する必要はない。）に発令を判断する。この際、河川の水位及び

現地の情報を重視し、気象庁の大雨警報（浸水害）と洪水警報危険度分布情報を効果的に活用する。

②避難勧告等発令の判断基準

<table>
<tr><td>河川名</td><td>追良瀬川</td><td>笹内川</td></tr>
<tr><td>河川の特性</td><td colspan="2">流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇する場合が多く、氾濫注意水位から時間をおかずに危険な状態に至るケースが予測される。（参考値：平成 26 年 8 月大雨被害時は、追良瀬川・笹内川とも 6 時間累加雨量が概ね 200mm で氾濫注意水位に到達した。）</td></tr>
<tr><td></td><td>追良瀬川</td><td>笹内川</td></tr>
<tr><td rowspan="2">注意を要する区　域</td><td>ア　松原地区初瀬山草分に大きな蛇行が見られ増水・浸食を誘発しやすく、河川が破堤し孤立化するおそれがある。</td><td>・笹内橋両岸付近に一部、堤防高より低地に住宅等があり、増水により河川の破堤及び越水し氾濫した場合、住宅が浸水する可能性がある。</td></tr>
<tr><td>イ　追良瀬橋の両岸に一部、堤防高より低地に住宅等があり、増水により河川の破堤及び越水し氾濫した場合、住宅が浸水する可能性がある。</td><td>（余白）</td></tr>
<tr><td>警　戒
基準水位</td><td>ア　氾濫注意水位　6.1m
イ　水防団待機水位　5.8m</td><td>ア　氾濫注意水位　1.4m
イ　水防団待機水位　1.1m</td></tr>
<tr><td>高齢者等避難
（警戒レベル３）</td><td colspan="2">ア　河川水位（青森県河川砂防情報システム）
水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した。
イ　洪水警報の危険度分布（気象庁ＨＰ）
赤色（警戒）を示している。（３時間先までに警報基準に到達する。）
ウ　流域雨量指数（気象庁ＨＰ）
６時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅱ（追良瀬川 15．9、笹内川 11．5）を示している。
エ　災害の兆候等
軽微な漏水・浸食が発見された。</td></tr>
</table>

避難指示 （警戒レベル４）	ア　河川水位（青森県河川砂防情報システム） 水位観測所の水位が追良瀬川は７ｍ、笹内川は２ｍを越え更に水位が増している。 イ　洪水警報の危険度分布（気象庁ＨＰ） 紫色（非常に危険）を示している。（３時間先までに非常に危険に到達する。） ウ　流域雨量指数（気象庁ＨＰ） ６時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅲ（追良瀬川 19．9、笹内川 14．4）を示している。 エ　災害の兆候等 決壊等のおそれがある異常な漏水・浸水が発見された。
緊急安全確保 （警戒レベル５）	ア　河川水位（青森県河川砂防情報システム） 水位が追良瀬川は９ｍを越え、笹内川は２．５ｍを越え更に水位が増し、越水する可能性がある。 イ　洪水警報の危険度分布（気象庁ＨＰ） 黒色を示している。（氾濫している可能性） ウ　大雨特別警報（浸水害）が発表された。（発令対象地域は、適切に絞り込む。） エ　災害の兆候等 堤防の決壊や越水・漏水を確認した（住民や消防団等の報告により把握できた。）
避難勧告 解　　除	・水位の低下傾向が顕著でありかつ上流域での降雨が殆どない状況で、氾濫の恐れがないと判断するとき。

③その他の小河川（大童子川、小童子川、吾妻川、磯崎川、泥川、津梅川）については、危機管理型水位計による観測値を利用して判断する。

高齢者等避難 （警戒レベル３）	危機管理型水位計の観測開始水位（氾濫危険水位の５割）まで達し、更に増水している。
避難指示 （警戒レベル４）	危機管理型水位計の危険水位（氾濫開始水位の８割）まで到達した。
緊急安全確保 （警戒レベル５）	追良瀬川及び笹内川に同じ。

その他の判断基準は、追良瀬川及び笹内川に準じて判断する。

（２）土砂災害

①対象区域及び判断要領

土砂災害の避難勧告等は、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

「土砂災害危険個所」に影響を及ぼす地域に、以下の判断基準に該当する場合（全ての基準に該当する必要はない。）に発令を判断する。

②避難勧告等発令の判断基準

	避難勧告等判断基準
高齢者等避難 （警戒レベル３）	ア　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「赤色（警戒）」を示している。（土壌雨量指数基準が、２時間先までの予想で「大雨警報（土砂災害）の基準」に到達するか、又は、実況値で既に基準に到達しているとき。） イ　気象情報・警報 警戒レベル３高齢者等避難の発令が予想される強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 （警戒レベル４）	ア　土砂災害警戒情報の発表 イ　土砂災害の危険度分布で「うす紫色（非常に危険）」を示している。（土壌雨量指数基準が、２時間先までの予想で「土砂災害警戒情報の基準」に到達するとき。） ウ　気象情報・警報 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） エ　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後直ちに発令） オ　災害の兆候 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された。
緊急安全確保 （警戒レベル５）	ア　大雨特別警報（土砂災害）が発表（発令対象は適切に絞り込む） イ　土砂災害の発生が確認された
避難勧告解除	・土砂災害警戒情報が解除され、今後、まとまった降雨が見込まれないとき。（専門機関の助言を受ける。）

（３）高潮災害

①対象区域及び判断要領

高潮災害の避難勧告等は、高潮等によって影響を及ぼす可能性のある地域に、以下の避難勧告等判断基準のアからウに該当する場合（全ての基準に該当する必要はない。）に発令を判断する。

②避難勧告等発令の判断基準

	避難勧告等判断基準
高齢者等避難 （警戒レベル３）	ア　気象情報・警報 ・高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が言及された場合（数時間先に高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合） ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 イ　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ウ　台風の接近 「伊勢湾台風」級（中心気圧９３０ｈＰａ以下又は最大風速５０ｍ／ｓ以上）の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示 （警戒レベル４）	ア　気象情報・警報 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された。 イ　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報の発表において、夜間から翌朝までに警報に切り替える可能性が言及されている。）（夕刻時点で発令）
緊急安全確保 （警戒レベル５）	ア　災害が切迫 ・水門、陸閘等の異常が確認された ・潮位が「危険潮位」を越え、浸水が発生したと推測される。 イ　災害発生を確認 ・海岸堤防が決倒壊した。 ・異常な越波、越流が発生した。
避難勧告解除	ア　当該地域の高潮警報が解除された。 イ　浸水被害が発生している場合は、住宅等の浸水が解消したとき。

＊危険潮位とは、その潮位を越えると、海岸堤防等を超えて浸水するおそれがある潮位を言う。各地区の海抜標高、堤防等の高さによって危険潮位を設定できるが、町としては、気象庁で定める深浦町の高潮警報・注意報の基準値（1.2m）を越える潮位を危険潮位とする。

（４）津波災害

①対象区域及び判断要領

町沿岸部に到達する日本海側海溝地震による津波到達時間は、地域ごとに差異はあるが、最速６分から１０分前後と極めて短時間であり、危険地域から一刻も早い避難が必要であるため、段階的に避難勧告等を発令せず避難指示（緊急）のみ発令する。

津波災害の避難勧告等は、以下の避難勧告等判断基準に該当する場合に、即時に判断する。

②避難勧告等発令の判断基準

<table>
<tr><th></th><th>避難勧告等判断基準</th><th colspan="2">立ち退き避難対象地区</th></tr>
<tr><td rowspan="3">避難指示</td><td rowspan="3">①警報等
大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。
②停電、通信途絶の状況により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても１分程度以上の長い揺れを感じた場合</td><td>大津波警報</td><td>最大クラスの津波により浸水が想定される地域
（目安：深浦町津波ハザードマップ津波水深で着色された全地域。ただし避難する場合は更に高台へ避難すること。）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>①海岸堤防がない又は低いため高さ３ｍの津波によって浸水が想定される地域
②津波の遡上が予想される入り江、河川河口付近
（目安：深浦町津波ハザードマップ津波浸水域で緑・黄緑色を除く地域。ただし避難する場合は更に高台へ避難すること。）</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>①漁業者若しくは海岸の港湾施設等の従事者、又は遊漁者・海水浴客等を対象として、堤防等より海側の地域
②１ｍの津波によって浸水が想定される地域
③堤防がなく地盤が低い地区</td></tr>
<tr><td>避難勧告解　除</td><td colspan="3">①大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたとき。
②津波浸水が発生した場合は、当該地域の避難指示が解除され、かつ住宅地等の浸水が解消したとき。</td></tr>
</table>

③避難勧告等発令対象地区

海岸を有する全行政区（岩坂、松原、東野、３区、４区、長慶平は対象外）

④我が国から遠く遠隔地において発生した地震による津波に対しては、気象庁が「遠地地震に関する情報」の中で津波到達予想時刻を発表することがあり、津波警報等の発表前であっても、高齢者等避難の発令を検討する。

10　避難勧告等の伝達方法

（１）全般の考え方

①避難勧告等の伝達は、居住者・施設管理者に広く確実に伝達するため、各種の伝達手段を組み合わせて行うこととする。

②この際、手段の多様化に伴い同時対応力を高めるため、防災職員以外の職員も情報伝達を担うため役割を分担し、全庁を上げ組織的に情報伝達を行う。

③自主防災組織、民生委員、消防団の協力を得て、対象地区の住民（特に、要配慮者）避難の呼びかけを徹底する。

（２）伝達方法一覧

伝達先	伝達方法	担　当
・住　民 ・滞在者 ・施設管等理者	①防災屋外放送（文字データ情報を含む。） ②町・消防広報車 ③電　話・ＦＡＸ ④緊急速報メール ⑤Ｌアラート	総務課
・マスコミ ・インフォカナルアプリ導入者	⑥町ＨＰ掲載 ⑦ＳＮＳ	総合戦略課
・福祉施設管理者（保育園等含む） ・社会福祉協議会	①電話・ＦＡＸ ②メール	福祉課
・避難行動要支援者（事前登録者）	③戸別受信機	総務課
・小・中学校 ・県立高校	①電話・ＦＡＸ ②メール	教育委員会
・消防（団）・警察 ・青森県 ・機関及び団体等	①電話・ＦＡＸ ②総合防災情報ｼｽﾃﾑ	総務課
・漁協、農協	①電話・ＦＡＸ	農林水産課

（３）要配慮者利用施設等及び避難行動要支援者への情報伝達

①水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくり法に基づき、必要な気象警報・情報の発表及び避難勧告等の発令について、災害に関係すると思われる要配慮者利用施設の管理者に対し、直接情報伝達する。

②避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織及び消防団等により、漏れのない情報伝達をする。

（４）避難勧告等伝達要領図

凡例：プッシュ型方式 ⟶ 、プル型方式 ⟵

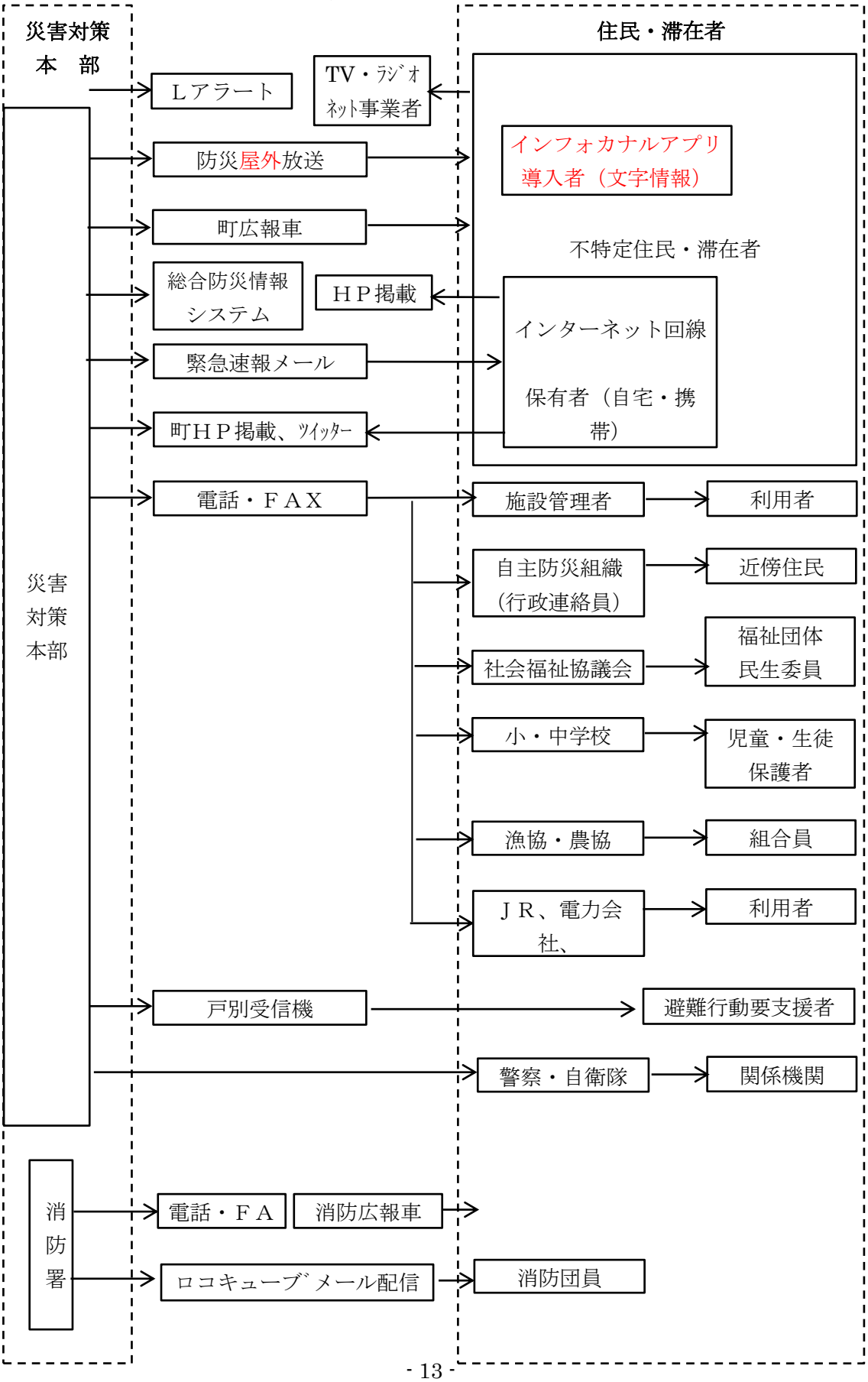

11　避難勧告等の伝達文

（１）防災屋外放送

避難勧告等の防災屋外放送は、３回程度繰り返すこととする。

○洪水等災害

	伝達文内容
高齢者等避難 （警戒レベル３）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③○○地区及び●●地区に、△△川洪水に関する警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。 ④高齢者等など、避難に時間を要する方は避難してください。
避難指示 （警戒レベル４）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③○○地区に、△△川洪水に関する警戒レベル４「避難指示」を発令しました。 ④△△川が氾濫するおそれがあります。 ⑤○○地区及び●●地区の方は、安全な場所に避難してください。 ⑥既に、避難が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
緊急安全確保 （警戒レベル５）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③○○地区に△△川洪水に関する警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。 ④△△川××地区で、堤防から水があふれだしました。 ⑤○○道は通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

○土砂災害

	伝達文内容
高齢者等避難（警戒レベル３）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③土砂災害が発生するおそれがあるため、○○地区に警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。 ④○○地区の土砂災害警戒区域にいる、高齢者など避難に時間を要する方は避難してください。
避難指示（警戒レベル４）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③土砂災害が発生するおそれが高まったため、○○地区に警戒レベル４「避難指示」を発令しました。 ④○○地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な知人宅等へ避難してください。 ⑤既に避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に避難してください。
緊急安全確保（警戒レベル５）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③○○地区で土砂災害が発生したため、○○地区に警戒レベル５「緊急避難確保」を発令しました。 ④避難場所等への立ち退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動し、身の安全を確保してください。

○高潮災害

	伝達文内容
高齢者等避難（警戒レベル３）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③高潮氾濫のおそれがあるため、○○地区に警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。 ④○○地区、海岸付近の高齢者や避難に時間を要する方は、避難してください。 ⑤それ以外の方も、避難の準備を始め、危険だと感じたら早めに避難してください。

避難指示 （警戒レベル４）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③高潮氾濫のおそれが高まったため、〇〇地区に警戒レベル４「避難指示」を発令しました。 ④〇〇地区の海岸付近の方は、速やかに避難してください。 ⑤立ち退き避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか屋内の高いところに避難してください。
緊急安全確保 （警戒レベル５）	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③高潮氾濫が確認されたため、〇〇地区に警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。 ④〇〇地区の海岸付近の方は、大至急自宅や近くの浸水しにくい安全な場所に避難し、身の安全を確保してください。

〇津波災害

	伝達文内容
避難指示 ＊大津波警報・津波警報が発令された場合	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③（大）津波警報が発表されたため、沿岸全域に避難指示を発令しました。 ③ただちに、海岸や河川から離れ、高台へ避難せよ。
避難指示 ＊強い揺れを感じ即座に必要性を認めた場合	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③強い揺れの地震がありました。 ④津波が発生する可能性があるため、沿岸全域に、避難指示を発令しました。 ⑤ただちに、海岸や河川から離れ、高台へ避難せよ。
避難指示 ＊津波注意報が発表された場合	①緊急放送、緊急放送 ②こちらは、防災ふかうら広報です。 ③津波注意報が発表されたため、沿岸全域に、避難指示を発令しました。 ④海の中や海岸付近は危険です。 ⑤ただちに、海岸や河川から離れてください。

〇避難勧告等の伝達文

避難勧告等解除の放送は、３回程度繰り返すこととする。

	伝達文内容
避難勧告等の解除	①こちらは、防災ふかうら広報です。 ②避難勧告等の解除について、お知らせします。 ③○○地区に発令した、○○災害に関する避難勧告等は、ただ今（○○＝解除の理由、○○）災害の危険が無くなったため、解除しました。 《解除理由》 ・洪水警報が解除され、洪水 ・土砂災害警戒情報が解除され、土砂 ・高潮警報が解除され、高潮 ・津波警報が解除され、津波

○風水害等による災害発生の恐れが生じた場合の伝達文

台風・集中豪雨等の事前に予測が可能な場合において、危険性が迫っている場合、気象の状況や避難勧告等の見通し及び取るべき行動等を放送し、被害予防を徹底する。

	伝達文内容
災害発生の恐れが生じた場合	①こちらは、防災ふかうら広報です。 ②役場総務課より、台風（集中豪雨）についてお知らせします。 ③（今夜）○○：○○以降、台風第○号が深浦町に接近し、風や雨が強まるおそれがあります。 ④とるべき行動（水路掃除や雨戸の補強、置物の撤去、生活用品の確保）など、ご近所どうし声掛けするなど、早めに台風に備えましょう。 ⑤また、台風が接近してからの用水路や海岸の見回りなどは、危険ですので絶対やめましょう。 ⑥以上で、防災ふかうら広報を終わります。

（２）緊急速報メール伝達文

津波警報等発令時及び避難勧告等発令時、Ｊアラートを補足する情報を発信する余裕がある場合、緊急速報メールによって発信する。

○津波災害（警報発令時）

	伝達文内容
（大）津波警報・津波警報が発令された場合	表題：（大）津波警報発表 本文：直ちに海岸や河口から離れ、至急高台へ避難。津波到着予想時刻午前（後）○○時○○分、予想高さ○ｍです。

津波注意報が発表された場合	表題：津波注意報発表 本文：海や川に入らず、直ちに海岸や河口から離れ、高台へ避難。津波到着予想時刻午前（後）〇〇時〇〇分、予想高さ〇ｍです。

〇避難勧告等発令時（緊急速報メール配信の手引きより引用）

	伝達文内容
高齢者等避難 （警戒レベル３）	表　　題：高齢者等避難発令 本　　文：こちらは深浦町です。警戒レベル３ 発令内容：〇月〇日〇〇時〇〇分、△△地区に「高齢者等避難」を発令 理　　由：××災害のおそれ 行動要請：△△地区の高齢者など、避難に時間を要する方は避難してください。 避 難 所：△△小学校 ※今後の気象情報に十分注意し、避難の際は水・食料品、常備薬、毛布等を努めて携行してください。
避難指示 （警戒レベル４）	表　　題：避難指示発令 本　　文：こちらは、深浦町です。警戒レベル４ 発令内容：〇月〇日〇〇時〇〇分、以下の地域に「避難指示」を発令 対象地域：□□地区、●●地区 理　　由：××災害のおそれ 行動要請：対象地区の方は、速やかに安全な場所へ避難してください。 避 難 所：□□小学校、●●センター ※避難の際は近所の方にも声をかけ、水・食料品、常備薬、毛布等を努めて携行してください。
緊急安全確保 （警戒レベル５）	表　　題：緊急安全確保 本　　文：こちらは、深浦町です。警戒レベル５ 発令内容：〇月〇日〇〇時〇〇分、□□の地域に「緊急安全確保」を発令 発生地域：□□地区（わかる場合は、細部場所） 理　　由：◎◎災害が発生 行動要請：直ちに、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。

別紙

大雨災害等における避難勧告判断・伝達に係る業務フロー（一例）

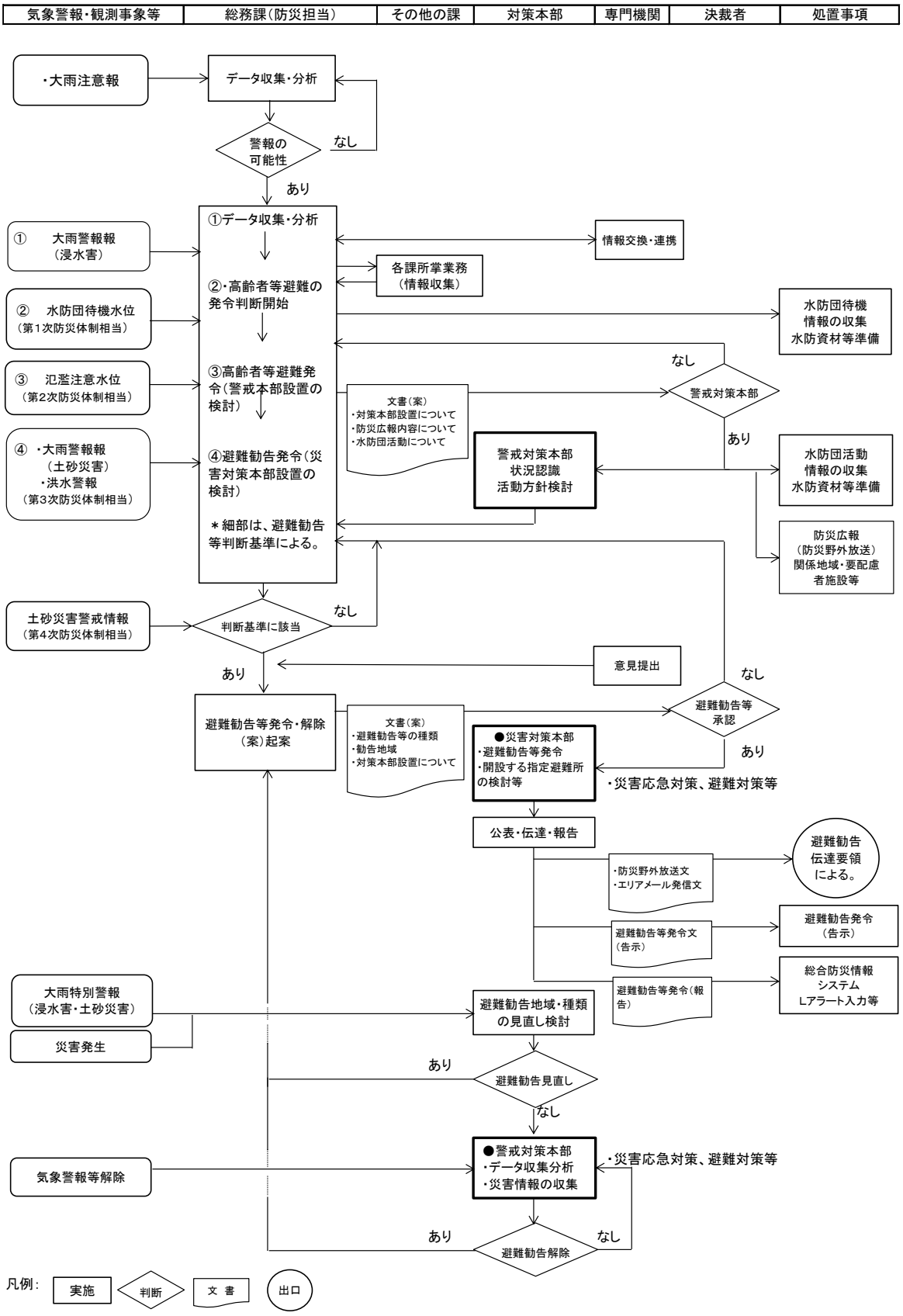

深浦町避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル策定及び改定記録

版数	年月	策定・改定の理由・内容等
初　版	平成２２年８月	平成 17 年内閣府策定のガイドライン策定による。
改定版	平成２７年３月	平成２６年策定のガイドラインの全面改訂のため。
改定版	平成２９年６月	平成２６年策定のガイドラインの改定のため。
改定版	平成３０年３月	平成２９年１月のガイドラインの改定のため。
改定版	令和元年　６月	令和元年３月のガイドライン改定のため。
改定版	令和３年　６月	令和３年５月のガイドライン改定のため。